

家庭裁判所における遺言・相続関係の審判手続（概要）

	遺留分放棄の許可の申立	遺言書の検認の申立	遺言執行者の選任の申立	相続放棄の申述
申立人 申述人	遺留分を有する相続人	○遺言書の保管者 ○遺言書を発見した相続人	利害関係人（相続人、遺言者の債権者、遺贈を受けた者など）	相続人（相続人が未成年者または成年被後見人である場合は法定代理人）
申立期間 申述期間	相続開始前（被相続人の生存中）			相続の開始があったことを知ったときから3か月以内
申立先 申述先	被相続人の住所地の家庭裁判所	遺言者の最後の住所地の家庭裁判所	遺言者の最後の住所地の家庭裁判所	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所
必要書類	(1) 申立書 (2) 標準的な添付書類 ○被相続人の戸籍謄本（全部事項証明書） ○申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）	(1) 申立書 (2) 標準的な添付書類 【共通】 ① 遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ② 相続人全員の戸籍謄本 ③ 遺言者の子で死亡している方がいる場合、その子の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 【相続人が遺言者の（配偶者と）父母・祖父母等の場合】 ④ 遺言者の直系尊属で死亡している方がいる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本 【相続人が遺言者の配偶者のみの場合、または遺言者の（配偶者と）兄弟姉妹の場合】 ④ 遺言者の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ⑤ 遺言者の直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本 ⑥ 遺言者の兄弟姉妹に死亡している方がいる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本	(1) 申立書 (2) 標準的な添付書類 ○遺言者の死亡の記載のある戸籍謄本（全部事項証明書） ○遺言執行者候補者の住民票または戸籍附票 ○遺言書写しまたは遺言書の検認調書謄本の写し ○利害関係を証する資料（親族の場合、戸籍謄本（全部事項証明書）等）	(1) 相続放棄の申述書 (2) 標準的な添付書類 【共通】 ① 被相続人の住民票除票または戸籍附票 ② 申述人の戸籍謄本 【申述人が、被相続人の配偶者の場合】 ③ 被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本 【申述人が、被相続人の子の場合】 ③ 被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本 【申述人が、被相続人の父母・祖父母等の場合】 ③ 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ④ 被相続人の子で死亡している方がいる場合、その子の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ⑤ 被相続人の直系尊属に死亡している方がいる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本 【申述人が、被相続人の兄弟姉妹の場合】 ③ 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ④ 被相続人の子で死亡している方がいる場合、その子の出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本 ⑤ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍謄本

* 出生時から死亡時までのすべての戸籍謄本、死亡の記載のある戸籍謄本には、除籍謄本、改製原戸籍謄本を含む。